

## 文京区障害者通所施設（生活介護）整備費等補助制度の概要

①障害者通所施設整備費補助金	補助対象事業	社会福祉法人等（営利法人を含む）が国又は都の障害者通所施設整備事業に係る補助金の交付を受けて、文京区内に生活介護施設を整備する事業
	補助対象経費	施設整備に要した経費
	補助限度額	(1) 創設 定員 40 人未満 8,000 万円 / 1 建物（補助率：9 / 10） 定員 40 人以上 1 億円 / 1 建物（同上） (2) 改修 300 万円 / 1 建物（補助率：3 / 4）
②定期借地権利用による障害者施設整備促進事業補助金	補助対象事業	社会福祉法人等（営利法人を含まない）が国又は都の障害者通所施設整備事業に係る補助金の交付を受けて、国有地等（区有地を含む）を定期借地権の設定により借り受けて、文京区内に生活介護施設を整備する事業
	補助対象経費	国有地等の借受けに係る定期借地権の設定に際して当該国有地の所有者に対して支払う一時金
	補助限度額	都が補助する一時金と、路線価×土地面積×1/2を比較して低い方の額の1/2と同額を補助
③借地を活用した障害者施設設置支援事業補助金	補助対象事業	社会福祉法人等（営利法人を含まない）が国又は都の障害者通所施設整備事業に係る補助金の交付を受けて、国有地又は民有地（区有地は含まない）を借り受けて、文京区内に生活介護施設を整備する事業
	補助対象経費	当該国有地等の賃料の一部
	補助限度額	都が補助する賃料と、補助基準額（生活介護 1,500 万円）を比較して低い方の額の1/2と同額を10年間補助
④開所費用補助金	補助対象事業	現在、要綱改正に係る手続き中です。詳細につきましては、手続き完了後、改めてご案内いたします。
	補助対象経費	
	補助限度額	

※①の補助金の補助対象者は、社会福祉法人、一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人、特定非営利活動法人、医療法人のほか、その他の法人になります。

※②③の補助金の補助対象者は、社会福祉法人、一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人、特定非営利活動法人、医療法人です。

※①②③の補助金については、国又は都の障害者通所施設整備事業に係る補助金の交付を受けているものが、区の補助金の補助対象事業の要件になります。また、国・都補助額を控除した額が対象です。

※いずれの補助金も予算の範囲内での決定になります。申請ご希望の場合は事前に下記までご相談ください。

【お問い合わせ先】 対象者が知的・身体障害者の場合：福祉部障害福祉課障害者施設担当 電話03（5803）1285  
対象者が精神障害者の場合：保健衛生部予防対策課精神保健担当 電話03（5803）1847